

●忘れてないかあの診療  
**症例研究**  
●落としてないかその点数

新製前提とした旧義歯修理時の  
義管・義調の算定について

有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理を行う場合は、同部位に限られるが義管Bと義管Aが算定できる。また義歯新製中の旧義歯の管理料(義調など)の算定漏れもみられる。咬合調整は算定回数が限定されているが、その内容によっては算定ができるものもある。

これらの算定に当たっては、算定漏れがないようにご留意いただきたい。

患者：58歳 男性

主訴：入れ歯が割れた。歯が尖っていて舌が痛い

所見：7-4|4-7義歯の床縁が破折。 $\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$  軽度の歯周炎、2] 動揺有り。

1|1 舌側鋭縁。3+3が叢生。

傷病名：7-4|4-7義歯ハセツ、1|1 舌側鋭縁、 $\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$  P、2] 咬合性外傷

月日	部位	療法・処置	点数
7月1日		初診	218
		7-4 4-7 義歯の床縁が破折し噛めない。	/
		1 1 舌側の鋭縁のため舌尖に潰瘍が円形で3mm径。2] が前方転位のため、顎運動において中心咬合位、前方運動時に咬合干渉あり。	/
		3+3 叢生のため、過重圧を受けている。	/
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	P基検(結果：別紙記載)	200
		下顎前歯部に顕著なプラークの付着あり	/
		パノラマX線(デジタル)	402
		全顎的に軽度な水平性の骨吸収が見られ、2]には垂直性の骨吸収が見られる。	/
		歯管(初回・文書提供・管理計画書略)	110
	1 1	咬調(舌側鋭縁を削合) 注①、(ロ)	40
	7-4 4-7	床修理	254
		義管B(調整方法・内容略) 注②	70
	$\frac{3}{3} \pm \frac{3}{3}$	SC	66+38
		P基処(H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	10
7月8日		再診	42
		$\frac{3}{3} \pm \frac{3}{3}$ 部の歯冠乳頭部の炎症が軽減。	/
		再評価後問題がなければ義歯新製に移る。	/
		2] 早期接触なし。	/
	7-4 4-7	SC	66+38
	2]	咬調(前方運動時の干渉部位を削除)注①、(イ)	40
7月18日		再診	42
	$\frac{7}{3} \pm \frac{7}{3}$	P基検(結果：別紙記載)	100
	7-4 4-7	補診 注④	100
		リンガルバーに違和感が強く、3+3部の舌側部はレジニアップとする。	/
		欠損部は歯肉等の状態は良好。	/
		3]3 二腕鉤(鑄造・金バラ)	/
		咬調(3]3 レストシート作成、3]3 鉤対歯調整) 注①、(ハ)	40
		連imp(個人トレー+シリコーン)	228
	7-4 4-7	義調(調整方法・内容略) 注③	30
7月24日		再診	42
	7-4 4-7	BT(中心咬合位、バイトワックス)	55
		義調(旧義歯接合部を調整) 注③	30

月日	部位	療法・処置	点数
7月30日		再診	42
	7-4 4-7	義歯set(1床8歯欠損・レジン床)	753
		3]3 二腕鉤(鑄造・金バラ)	415×2
		人工歯(レジン歯・両側)	26
		義管A(文書提供略) 注②	150
8月2日		再診	42
		歯管(管理の要点略)	110
	7-4 4-7	義管B(調整方法・内容略)	70
8月9日		再診	42
		1 1 咬合調整後も2]にプラークの顕著な付着がみられるなど症状の改善がみられない。	/
	2]	咬調(咬合時の早期接触による咬合性外傷のため、前方・側方運動時の過高部を咬合調整。食物の滞留によるプラークの顕著な付着がみられ、ことから歯冠形態修正を実施)注①、(二)	40
	7-4 4-7	義調(調整内容略)	30
8月12日		再診	42
		2]の食物残渣の減少が診られ、経過良好。	/
	7-4 4-7	義調(調整内容略)	30

《解説》

注① 1|1の舌側の鋭縁部に対し咬合調整を行うとともに、2]に対して歯周炎のため咬合調整して点数を算定した。また、咬合緊密な義歯製作に当たり鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除し、さらに2]の咬合性外傷に対して歯冠形態修正を行い、それぞれ咬合調整を算定した。いずれの場合も1回に限り算定することができる。

なお、歯冠形態修正を行った場合、カルテに歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所を記載する。

(イ) 歯周炎または歯ぎしりの処置のために行う歯の削合

(ロ) 過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部または他院で製作された金属歯冠修復物等の過高部の削除

(ハ) 咬合緊密な患者の義歯製作に際しての鉤歯と鉤歯対合歯のレスト製作のために行う削除

(ニ) 歯周組織に咬合性外傷を起こしている時、過高部の削除に止まらず、食物の流れを改善し歯周組織保護ため歯冠形態の修正を行った場合、舌、頬粘膜の咬傷を起こすような場合に、歯冠形態修正(単なる歯削合を除く)を行った場合

注② 有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理及び義歯管理を行い、有床義歯の新製を行った場合は、修理を行った時は義管Bを算定し、新製後に義管Aを算定する。義管Bや義調は新製義歯を装着するまでの期間において算定することができる。

新製した月に、その義歯と別の欠損部位の修理または床裏装を行った場合は、義管Aまたは義管Bのどちらかの算定になる。

注③ 義歯管理料を算定した患者に、義歯管理料を算定する月にその義歯の調整を行った日に、月2回を限度に算定する。義歯新製に係わる印象等との併算定については制限はない。

注④ 義歯新製、有床義歯内面的合法、増歯修理など新たな欠損補綴を行う場合、その治療を開始した日に患者に対して治療などの説明を行った場合に1初診1回に限り100点を算定する。カルテに、製作を予定する部位、欠損補綴の名称、欠損部の状態、設計などの要点を記載する。

\*実態に即してご請求下さい\*

10月より、パラタルバー 866点に変更

歯科材料価格の改定が行われ非鑄造用金銀パラジウム合金バー状パラタルバー用のみが変わりました。従って、10月以降は屈曲のパラタルバーは866点となりますので、ご請求においてはご注意ください。その他、改定に伴う保険点数の変更はありません。